

広労発基 0204 第 1 号
平成 31 年 2 月 4 日

労働災害防止団体等の長 殿

広島労働局長



労災かくしの排除について（要請）

平素より、労働行政の円滑な運営、とりわけ労働災害防止活動につきまして、格別のご協力を賜っておりますことに改めて感謝申し上げます。

さて、労働安全衛生法は、労働者が労働災害等により休業や死亡された場合は、所轄の労働基準監督署への報告を事業主に義務付けているところですが、報告を怠ったり、虚偽の報告を行う事業場が横行したことから、厚生労働省では、平成 3 年 12 月 5 日付基発第 687 号「いわゆる労災かくしの排除について」、平成 13 年 2 月 8 日付基発第 58 号「いわゆる労災かくしの排除に係る対策の一層の強化について」、平成 20 年 10 月 1 日付基発第 035001 号「『労災かくし』の排除に係る対策の一層の推進について」と 3 度にわたり、「労災かくし（※）」の排除対策を推進してきたところです。

こうした対策にもかかわらず、最近 5 年間ににおいても、「労災かくし」として、労働安全衛生法第 100 条第 1 項、同法施行規則第 97 条第 1 項違反で送検した事件は、全国において、ここ 5 年間で約 500 件（1 局当たり年間平均 2.1 件）、当局においては 5 年間で 27 件（年間平均 5.4 件）であり、全国平均と比べて非常に多くなっております。特に、平成 30 年においては 9 件と大幅に増加しました。

「労災かくし」は、労働災害を発生させた当該事業場における同種災害の再発防止対策が講じられないばかりか、労働災害の発生状況が正確に把握できなくなることにより、同種災害の再発防止対策が的確に講じられない等、労働基準行政の重点施策である労働災害防止対策の推進を大きく阻害することとなり、また、労災補償の面でも被災者が本来受けるべき補償を迅速に受けられない等の弊害が出ています。

つきましては、「労災かくし」事案が発生することのないよう、貴団体の広報誌等に、本要請文とともに別添「労災かくしは犯罪です」のリーフレットを掲載

いただく等により、労災かくしの排除に係る周知・啓発にご協力いただきますようお願いいたします。

※ 労働安全衛生法第 100 条第1項(安全衛生規則第 97 条)には、労働災害が発生し、被災者に休業が見込まれる場合は労働者死傷病報告書により、所轄労働基準監督署への報告を義務付けているが、労働災害の発生事実を隠ぺいするため故意に同報告書を提出しないもの及び虚偽の内容を記載して提出するものを「労災かくし」として厳正に対処することとしている。